

6. 障害福祉サービス・障害児通所支援

障害福祉サービス

障害者総合支援法に規定される、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者、高次脳機能障害を含む）、難病患者等を対象としたサービスは、「自立支援給付」「地域生活支援事業」のほか、児童福祉法に規定される障害児を対象としたサービスがあります。

「自立支援給付」は、障害の程度や社会活動、介護者や居住の状況などに応じて提供されるサービスで、「地域生活支援事業」は、地域の特性や利用者の状況に応じて提供されるものです。

1. 障害福祉サービスの体系

担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当

（対象）

障害のある方で日常生活を営むのに次の内容の支援が必要とされる方

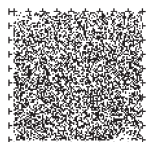
※精神障害者の方は、精神科に通院治療中で症状が安定している方が対象となります。また、介護保険の対象となる方は介護保険が優先されます。

（自立支援給付）

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅での身体介護、家事援助のほか、通院介助などを行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害者もしくは精神障害により常に行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に外出時に同行し、移動の援護や外出先での必要な視覚情報の支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。（宿泊を伴う）
	療養介護	医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。



障害福祉サービス
障害児通所支援



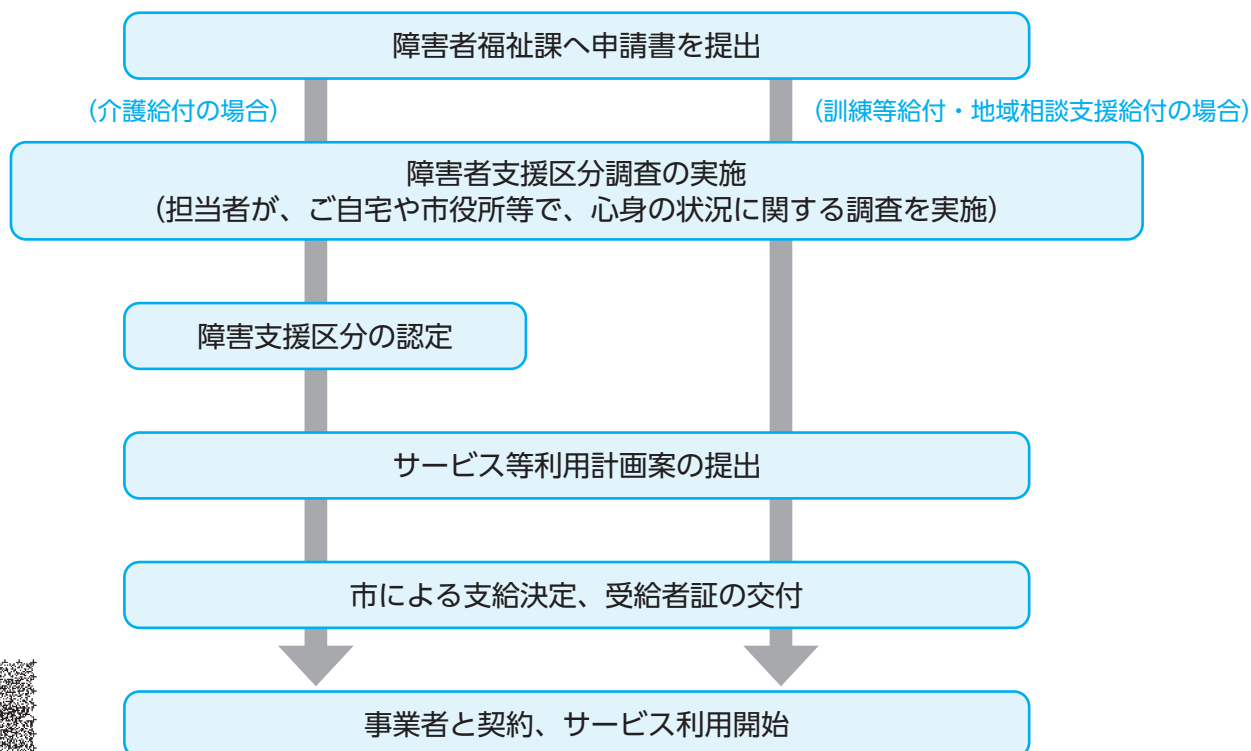
訓練等給付	自立訓練	機能訓練 生活訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		宿泊型	居室等の設備を利用して、日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
	就労移行支援		一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型・B型）		一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援		就労移行支援等を利用して、一般企業等に新たに雇用された人の就労の継続を図るための必要な支援を行います。
	自立生活援助		居宅における自立した日常生活を送るうえで問題を抱える人に環境整備に必要な援助を行います。
補装具	共同生活援助（グループホーム）		夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	補装具（36ページ参照）		障害を補うために必要とされる用具の費用を助成します。
地域生活支援事業	地域移行支援		入院や施設へ入所している人に、地域で生活するための相談や支援等を行います。
	地域定着支援		単身等で地域に生活する人に、連絡体制の確保や相談及び助言等を行います。

（地域生活支援事業）

支援事業	地域生活	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
		日中一時支援	日中における活動の場の提供を行います。
		地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。

1-2. 障害福祉サービスを利用するための流れ

サービスを利用するためには、市への申請が必要です。申請からサービス利用開始までの流れは次のとおりです。



2. サービス等利用計画・障害児支援利用計画

担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当

指定相談支援事業者がサービス利用者の課題解決や、適切なサービス利用を支援するために計画を作成します。費用は無料です。ご希望する場合は、担当窓口までご相談ください。

(対象)

障害福祉サービス、障害児通所支援をご利用の方

障害児通所支援

1. 障害児通所支援（児童福祉法によるサービス）

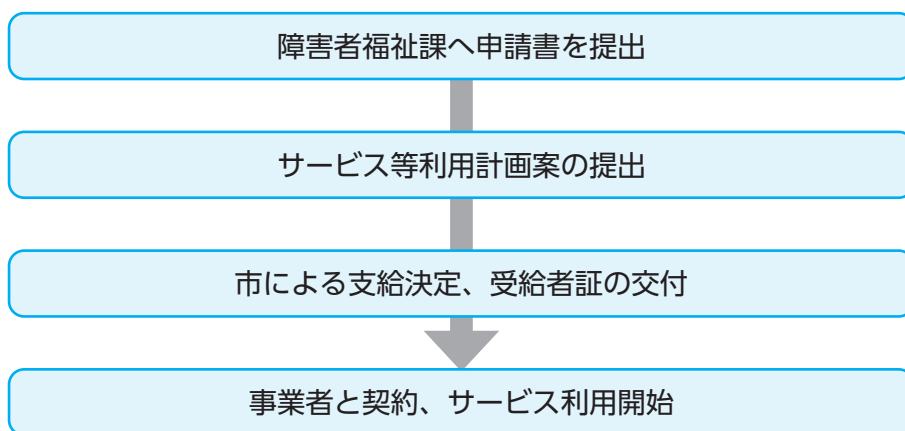
担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当

障害児通所給付	児童発達支援	未就学児に日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	放課後等デイサービス	就学している児童に、放課後または休日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等に訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援を行います。

障害福祉サービス
障害児通所支援

1－2. 障害児通所支援を利用するための流れ

障害児通所支援を利用するには、市への申請が必要です。



その他

1. 在宅障害者（児）ショートステイ事業 担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）

介護者が疾病等により障害者（児）を一時的に介護できない場合や介護者が休養を必要とする場合に、障害者（児）を保護します。（A B 共通）

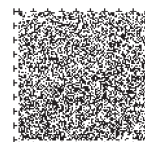
A－知的障害者援護施設 なごみ（運営 社会福祉法人 調布市社会福祉事業団）

B－障害者支援施設 みずき（運営 社会福祉法人 足立邦栄会）

(場所)

A－東京都調布市西町290-4

B－東京都府中市朝日町3-17-5



(対象)

A－愛の手帳を所持する18歳以上の在宅の方(府中市・調布市・三鷹市で運営している3市共同枠については15歳以上)。

ただし、介護保険対象の方、伝染性疾患がある方、常時車いすで生活をされている方、医療的ケアが必要な方、精神疾患等により安全に保護することが困難な方は対象外となります。

B－身体障害者手帳を所持する小学生以上65歳未満の在宅の方で、日常の移動が困難な方。

ただし、介護保険対象の方、伝染性疾患がある方、医療的ケアが必要な方、精神疾患等により安全に保護することが困難な方は対象外となります。

(定員)

A－1日につき府中市枠2人、3市共同枠2人

B－1日につき1人

(申込・予約方法) AB共通

事前に利用登録申込を行い、利用登録決定を受けてください。登録後、利用の予約・利用申込をしてください。予約は利用2か月前の1日(1日が休日の場合は最初の平日)から障害者福祉課サービス支援担当(身体・知的)の電話にて受付を開始しています。

(費用負担)

A－障害支援区分、負担上限月額等により異なります。

B－市民税課税世帯の方は1日当たり600円の自己負担があります。

※生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の方は、自己負担はかかりません。その他、食費等の自己負担があります。

2. 東京都在宅難病患者一時入院事業

東京都が契約した病院に、必要と認められた場合入院できます。入院期間は最長1か月間が原則です。年間(年度内)で通算して90日を限度とします。ただし、希望どおり入院できない場合があります。ご希望の場合は保健所にご相談ください。

(対象)

都内在住で、医療費助成対象疾病にかかっている方で、家族等の介護者の療養・休息等の理由により、在宅での介護を受けることが困難になった方

窓 口

東京都多摩府中保健所 保健対策課 地域保健第一担当

TEL: 042-362-2334・FAX: 042-360-2144

3. ③ 重度脳性麻痺者介護事業

担当窓口：障害者福祉課援護係

登録された介護人が、外出の手引き、同行その他必要な用務を行った際に手当を支給します。利用日数は、1か月12日以内です。

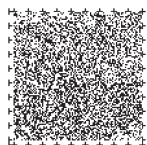
(対象)

20歳以上で、重度の脳性麻痺の身体障害者手帳1級の方

※障害者総合支援法における障害福祉サービス(短期入所を除く)、地域生活支援事業の移動支援もしくは地域活動支援センター事業の利用決定または介護保険制度における訪問介護、もしくは通所介護のサービスを受けている時は利用できません。

(介護人登録)

介護人は、家族(親、子、兄弟姉妹、配偶者)のみ登録できます。ただし、市区町村



の職員は登録できません。

4.重症心身障害児（者）及び医療的ケア児在宅レスパイト等事業 担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）

在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）及び障害児に対し、府中市と委託契約した訪問看護事業者の看護師が自宅に出向き、一定時間、家族の代わりに医療的ケアを伴う見守りを行うことで、家族の一時休息（レスパイト）やリフレッシュ、就労等の支援を図ります。

(1)利用時間は単年度144時間を超えない範囲（年度途中に利用開始した方は、翌年3月までの月数に12時間乗じた範囲）。

(2)1回につき、2時間から4時間まで30分単位で利用できます。

（対象）

次のいずれにも該当する方を介護する家族等

(1)別表に定められた医療的ケアが必要な方で、①か②のいずれかに該当する方

①重症心身障害児（者）※ ②障害児

(2)府中市に住所を有し、家族等の介護のもと、現に居宅で生活している方

(3)医療保険制度による訪問看護を利用している方

※重症心身障害児（者）とは、身体障害者手帳1級または2級（自ら歩行することができない程度の肢体不自由に限る。）に該当し、かつ愛の手帳1・2度を有する方または同者と同等の状態と認められる方であって、18歳に達する前にその状態になった方をいいます。

医療的ケアの内容	
1	人工呼吸器（毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAP等を含む。）管理
2	気管内挿管または気管切開
3	鼻咽頭エアウェイの使用
4	酸素吸入
5	頻回（1日当たり6回以上をいう。）の吸引
6	ネブライザー（1日当たり6回以上使用または継続して使用する場合に限る。）の使用
7	中心静脈栄養（IVH）
8	経管栄養（経鼻及び胃ろうによるものを含む。）
9	腸ろうまたは腸管栄養
10	継続して行う透析（腹膜灌流を含む。）
11	1日あたり3回以上行う定期導尿
12	人口膀胱の使用
13	人工肛門の使用

